

1. まち・ひと・しごと創生法と「人口ビジョン」及び「総合戦略」

我が国では、2008年をピークとして人口減少局面に入っており、2050年に9,700万人程度、2100年に5,000万人未満となる推計があります。また、地域間経済格差等が、若い世代の地方から東京圏への流出、ひいては東京圏一極集中を招いています。

こうした背景に対応するため、「まち・ひと・しごと創生法」と「地域再生法の一部を改正する法律」が成立しました。この「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国では「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、平成26年12月27日に閣議決定しました。

地方自治体においても、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定することが、努力義務となっています。

<国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」>



2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

国では、まち・ひと・しごと創生に関して、政策5原則を掲げており、地方自治体においては、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定するにあたって、これら5原則に基づく必要があるとしています。

